

福祉定期預金の商品概要 1/2

★障害基礎年金、遺族基礎年金、母子年金等を受給されているお客様専用の定期預金です。

★“あましん福祉定期”はスーパー定期もしくはスーパー定期 300 の 1 年ものの毎日の店頭表示利率に 0.5% 上乗せした利率でお預かりいたします。

項目	内容
名称または愛称	“あましん福祉定期”
ご利用になれる方	障害基礎年金、遺族基礎年金、母子年金等を受給されているお客様を対象とします。詳しくは《別表》福祉定期預金預入対象一覧表および年金コード一覧をご参照下さい。 * なお、郵便局、他の金融機関で同様の「福祉定期預金」を利用されているお客様もお取扱いたしますが、当金庫でのお預入はお一人様 1 店舗に限らせていただきます。
期間	スーパー定期もしくはスーパー定期 300 の 1 年もの * 自動継続のお取扱いはできません。
預入方法等	① 預入方法:一括預入 ② 預入金額:100 円以上 350 万円以内 ③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	満期日以後、利息とともに払戻します。
預入金利	① 適用利率: ➢ 固定金利となります。お預入日のスーパー定期 1 年ものもしくはスーパー定期 300 の 1 年ものの店頭表示利率に 0.5% 上乗せした利率でお預かりします。 ② 利払方法:満期日以後、お支払いします。 ③ 計算方法: ➢ 付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割り計算で行います。 ➢ 普通定期預金における満期日以後の利率は、解約日または書替継続日における普通預金利率を適用します。
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お利息について、20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(但し、マル優ご利用の場合は除きます)
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。マル優等ご利用の場合、この特別所得税はかかりません。
手数料	-----

福祉定期預金の商品概要 2/2

項目	内容
付加できる特約事項等	<p>① マル優でのお取り扱いができます。</p> <p>① 自動継続扱い、総合口座への組入れはできません。</p>
中途解約時のお取り扱い	満期日前に解約される場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話 03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>① 定期預金証書の名義は受給されているご本人様に限ります。</p> <p>② 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章
- ご本人の確認資料
- 年金証書または手当証書（証明書）

《別表》福祉定期預金預入対象者一覧表

	預入対象者	提示証書等	根拠法
(新) 国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書 または 国民年金・厚生年金保険年金証書	国民年金法
(旧) 国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金証書	国民年金法等改正法
	老齢特別給付金受給者	国民年金証書	厚生年保険法等改正法
(旧) 厚生年金 (を含む) (船員保険)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書	国民年金法等改正法
共済 年 金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 国家公務員(等)共済組合年金証書 日本電信電話共済組合年金証書 日本鉄道(国鉄)共済組合年金証書 日本たばこ産業共済組合年金証書 地方公務員共済組合年金証書 私立学校教職員共済組合年金証書 農林漁業団体職員共済組合年金証書	国家公務員等共済組 合法等改正法 (旧)国家公務員共済組 合法 (旧)公共企業団体職員 等共済組合法 地方公務員等共済組合法 等改正法 (旧)市町村職員共済組 合法 私立学校教職員共済組 合法等改正法 農林漁業団体職員共済 組合法改正法
各 種 手 当	児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者	児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書	児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の 支給に関する法律
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書	原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律 (旧)原子爆弾被爆者に 対する特別措置に関 する法律

※年金証書等を役所に提出中の場合は、年金証書等の保管証または預り証等の提示でも仮取扱可。

※福祉手当受給者証明書、障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書は福祉事務所に申請をすれば交付が受けられる。

《別表》年金コード一覧

(1) 新年金証書の場合

新年金証書に記載されている年金コードにより受入可否を判断する。
 ただし、再交付先は旧証書の提示も受け、僚店・他行への預入がないことを確認する。

		預入対象者	受入可能な年金コード(4桁)				
			※上3桁により確認する。 ※□には、0~9の数字が入る。				
(新)	国	障害基礎年金受給者	265□、	535□、	635□	135□	
	民	遺族基礎年金受給者	275□、	285□、	645□	145□	
	年						
	金						
		老齢福祉年金受給者	年金コード番号なし				 135□、 145□は、 年金証書の裁 定通知書欄で対 象者を確認す る。 (再交付先は、 旧証書の裁定 通知書欄で 確認)
(旧)	国	障害年金受給者	062□				
	民	母子年金受給者	072□				
	年	準母子年金受給者	082□				
	金	遺児年金受給者	102□				
		老齢特別給付金受給者	年金コード番号なし				
		障害年金受給者	033□(船、034□)				
(旧) ※		遺族年金受給者	043□(船、044□)				
厚 船		通算遺族年金受給者	093□(船、094□)				
生 員		特例遺族年金受給者	103□(船、104□)				
年 保		寡婦年金受給者	053□(船、054□)				
金 險		かん夫年金受給者	063□(船、064□)				
	含	遺児年金受給者	073□(船、074□)				

(2) 従来の証書の場合

「福祉定期預金預入対象者一覧表」の『預金対象者』の年金証書の年金種類、手当証書の手当の種別により受入可否を判断する。
 ※共済年金証書4証書、各種手当証書は、年金コードなし
 但し、JR・JT・NTTの共済年金については、年金コードあり。
 (預入可対象年金コードは、036□、046□、096□)

平成 25 年 1 月 1 日現在

《別表》定期預金の中途解約利率表

平成25年1月1日現在

預入期間 預金種類	1ヶ月未満	1ヶ月以上
	下記A. B. C. のうち、最も低い利率	
自由金利型定期預金 (大口預金)	A. 解約日における普通預金の利率	A. 約定利率－約定利率×30%
	B. 約定利率－約定利率×30%	B. 約定利率－ (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数
	C. 約定利率－ (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数	

預金種類/契約期間 預入期間	期日指定 定期預金	自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)				変動金利定期預金		
		1ヶ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	1年以上 3年未満	3年	3年 (複利型)
6ヶ月未満	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率	解約日の普通預金の利率
6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%
1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%	—	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	—	約定利率×50%	約定利率×50%
1年以上3年未満	—	約定利率×70%	—	—	—	約定利率×70%	—	—
1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%	—	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	—	約定利率×60%	約定利率×60%
2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%	—	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	—	約定利率×70%	約定利率×70%
2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%	—	—	約定利率×80%	約定利率×70%	—	約定利率×90%	約定利率×90%
2年6ヶ月以上4年未満	—	—	約定利率×90%	—	—	—	—	—
3年以上4年未満	—	—	—	—	約定利率×80%	—	—	—
3年以上5年未満	—	—	—	約定利率×90%	—	—	—	—
4年以上5年未満	—	—	—	—	約定利率×90%	—	—	—

※【徳得定期100】【よろこび21】【福祉定期】は、スーパー定期もしくはスーパー定期300の店頭表示金利に優遇金利をプラスしたものが約定利率となります。

天草信用金庫